



ERM

ERM Japan Newsletter

2024年5月10日発行

Sustainability is our business

© Copyright 2024 by the ERM International Group Limited and/or its affiliates ('ERM'). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.

世界で加速化する PFAS 規制

PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルアルキル化合物の総称）は、その非常に安定している性質から私たちの生活の中で幅広い用途に使用されており、事実、最も身近に使用されている物質の一つではないでしょうか？その多岐にわたる用途、難分解性がゆえに、環境・人の健康への影響が懸念され、昨今では PFAS 規制の動きが非常に活発になっています。

海外における PFAS 規制状況

EU ではストックホルム条約で PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタノ酸）の製造、使用、輸出入を制限したことから始まり、現在では、長鎖有機フルオロカルボン酸（C9-21 PFCAs）の追加が検討されている状況です。REACH 規則では、2023 年 2 月に欧州化学品庁（ECHA）が 10,000 以上の物質を対象とした PFAS 規制案を提出しており、2023 年 6 月からリスクアセスメント委員会及び社会経済分析専門家委員会による協議が開始されていますが、本案が採用されるのは、数年後（2027 年頃）とされています。

米国環境保護庁（US EPA）では、2021 年 10 月 18 日に 2021 年から 2024 年の期間における「PFAS Strategic Roadmap」を発表しました。これには、PFAS への暴露、毒性、生体への影響等に関する研究開発、人や環境へ影響を及ぼすような濃度の PFAS の大気、土壌、水中への流入防止、汚染浄化の 3 つの目的を掲げ、年毎に達成すべき具体的な政策も含まれています。当該ロードマップの最後の年となる今年の後半には飲料水中の PFAS 濃度のモニタリング・分析方法の更新、またバイオソリッド中の PFOA/PFOS のリスクアセスメント手法の確立を目指しています。

ニュージーランドおよびオーストラリアでは、2020 年 2 月、「Intergovernmental Agreement on a National Framework for Responding to PFAS Contamination」の付属書である「PFAS National Environmental Management Plan (NEMP)」において、PFAS による環境汚染の管理および汚染防止に対するガイダンスを提示している。このガイダンスは、随時更新される文書としており、現在、3 回目の改定のためパブリックコンサルテーション行われています。

飲料水及び地下水中の PFAS 基準

2020 年に改正された「Drinking Water Directive」(2020/2184/EU) では、2023 年 1 月 12 日までにすべての EU 加盟国が「sum of PFAS:0.1µg/L」(20 の PFAS 合計値)、もしくは、「PFAS total: 0.5 µg/L」(ペル及びポリフルオロアルキル物質の合計値)の基準を順守すべく、各国の法規制に組み入れること、そして 2026 年 1 月 12 日までにすべての EU 加盟国の飲料水でこれらの基準を満たすことを要求しています。



US に関しては、先月 4 月 10 日に、6 つの PFAS に対する国レベルの飲料水規則「National Primary Drinking Water Regulation (NPDWR)」を公表しました。これは、US 内での PFAS に関する法的強制力のある初めての基準であり、PFOA、PFOS に関しては最大許容濃度 4.0 ng/L、その他の物質は 10 ng/L、PFHxS、PFNA、HFPO-DA 及び PFBS のうち 2 つ以上の混合物質については、ハザード指針を 1 (単位なし、ハザード指針算出方法：[FACT SHEET \(epa.gov\)](https://www.epa.gov/fact-sheet)) と、厳しい基準を設定しています。

EU および US が人への影響を懸念し規制を強めている一方、世界保健機関 (World Health Organization、WHO) の 2022 年に改定した飲料水水質ガイドライン (Guidelines for Drinking-water Quality) では、PFOS および PFOA のそれぞれ暫定基準を 100 ng/L に留めています。これは、飲料水中の PFAS の処理コストの上昇を懸念している結果であるという意見もあります。

国内の規制状況

国内では、化審法において PFOA、PFOS のほか、今年 6 月に改正化審法施行令で PFHxS を含む製品の使用・輸出入が禁止されます。また、環境省では、2019 年より公共水域 (表層水) 及び地下水のモニタリングを行っており、全国各地から PFAS が公共水域等から検出されています。現在、国内の飲料水の暫定目標値は 50 ng/L (PFOS 及び POFA の合計値) とされており、地下水の暫定目標値も同じく 50 ng/L で設定されています。水質汚濁防止法においては、2023 年に PFOA 及び PFOS を指定有害物質に追加し、事故や非常事態等が発生した場合、直ちに流出防止等の措置が講じられ、自治体に報告することが求められています。現在、国内では 2 つの専門家会議により、WHO 及び他国の法改正の動向を参考に PFOA・PFOS の水質環境基準健康項目の設定、土壌中の PFOS・PFOA・PFHxS の測定方法や基準値等を検討、検証中ですが、今後の具体的な規制内容やタイムラインについては明確にされていない状況です。

海外で急速に PFAS に関する法規制が厳しくなっている中、国内企業においても、ビジネスリスク・レピュテーションリスクマネジメントの観点及び海外投資家等からのプレッシャーなどから、意図的もしくは非意図的な PFAS 含有製品の製造・使用の可能性の把握、従業員や製品使用者への安全配慮、出資先・サプライチェーンの管理、生物や環境への影響について対策を、今後、さらに強く求められていくのではないのでしょうか？ ERM では、グローバルに展開するネットワークを活用し、グローバルスタンダードに基づいた以下のサポートが可能です。PFAS に関してご質問、お困りのことがありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

- リスクマネジメント：潜在的 PFAS リスクの洗い出しおよび対応の提案
- 法規制順守：国内外における法規制の適用性およびビジネスへの影響の評価
- **M&A** デューデリジェンス：サプライチェーン、バリューチェーン、オペレーションにおける PFAS に関連するリスクの洗い出しおよびその影響評価、代替案等を含む対策立案支援
- 調査・浄化対策：汚染物質の拡散・移流モデリング (挙動解析)、リスク評価、汚染調査および浄化対策の実施

(田中 麻里)

Newsletter 全般に関するお問合せ：ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社 (以下「当社」とします) が当事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切していません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等 (これに限らない) の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等 (これに限らない) に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

